

令和5年(2023年)10月20日

議 会 運 営 委 員 会 議 題

- 1 新たに受理した陳情について
  
- 2 意見書の取扱いについて
  
- 3 所管事項継続調査について
  
- 4 本会議の運営について
  - 議事日程（別紙1）
  - 議事の順序（別紙2）
  
- 5 その他
  - (1) 令和5年第4回定例会の日程について
  - (2) 令和6年第1回定例会の日程について
  - (3) その他

# 資料 1

令和5年(2023年)10月20日

議会運営委員会資料

## 新たに受理した陳情について

第14号陳情 潜在看護師を活用することに関する意見書提出について

第15号陳情 消費者被害を防止、救済するため特定商取引法の抜本的法改正を  
求める意見書を政府等に提出することを求めることに関する陳情

## 資料 2

令和 5 年(2023年) 1 0 月 2 0 日  
議 会 運 営 委 員 会 資 料

### 意見書の取扱いについて

- ブラッドパッチ療法（硬膜外自家血注入療法）に対する適正な診療上の評価等を求める意見書
- 核兵器禁止条約締約国会議へのオブザーバー参加を求める意見書
- 介護報酬のプラス改定を求める意見書
- 東京都の 0 1 8 サポート事業給付金を生活保護の収入認定から除くことを求める意見書

ブラッドパッチ療法（硬膜外自家血注入療法）に対する適正な診療上の評価等を求める意見書（案）

交通事故、スポーツ、落下事故、暴力など全身への外傷等を原因として発症する脳脊髄液漏出症（脳脊髄液減少症）によって、日常生活を大きく阻害する様々な症状に苦しんでいる患者の声が、全国各地から国へ数多く寄せられていた。その後、平成18年に山形大学を中心に関連8学会が参加し、厚生労働省研究班による病態の解明が進んだ結果、平成28年より同症の治療法であるブラッドパッチ療法（硬膜外自家血注入療法）が保険適用となった。

その結果、それまで高額な自費診療での治療を必要としていた患者が、保険診療のもとにブラッドパッチ療法（硬膜外自家血注入療法）を受けることができるようになったが、脳脊髄液漏出症（脳脊髄液減少症）の患者の中には、保険適用J007-2の要件に掲げられている「起立性頭痛を有する患者に係る者」という条件を伴わない患者がいるため、医療の現場では混乱が生じている。

また、その後の研究で、脳脊髄液の漏出部位は一か所とは限らず、頸椎や胸椎部でも頻繁に起こることが報告された。ここで、この頸椎や胸椎部にブラッドパッチ療法（硬膜外自家血注入療法）を安全に行うためには、X線透視下で漏出部位を確認しながらの治療が必要であるが、診療上の評価がされていない現状がある。

よって、中野区議会は、政府に対し、上記の新たな現状を踏まえ、脳脊髄液漏出症（脳脊髄液減少症）の患者への、公平で安全なブラッドパッチ療法（硬膜外自家血注入療法）の適用に向け、下記のとおり適切な措置を講ずるよう強く要望する。

記

- 1 脳脊髄液漏出症（脳脊髄液減少症）の症状において、約10%は起立性頭痛を認めないと公的な研究でも報告があることを受け、算定の要件の注釈として「本疾患では起立性頭痛を認めない場合がある」と加えること。
- 2 ブラッドパッチ療法（硬膜外自家血注入療法）の診療報酬において、X線透視を要件として、漏出部位を確認しながら治療行うことを可能にするよう、診療上の評価を改定すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

文部科学大臣  
厚生労働大臣 あて  
国土交通大臣

中野区議会議長名

## 核兵器禁止条約締約国会議へのオブザーバー参加を求める意見書（案）

ウクライナ侵略を続けるロシアのプーチン政権は、「核の威嚇」を公言し、アメリカ、イギリス、フランスも「核抑止力」への依存姿勢を変えていない。また、北朝鮮は弾道ミサイル実験を繰り返し行っており、中国も核弾頭を増加させていることに懸念が高まっている。そのため、核軍縮交渉の前途は予断を許さない状況である。

一方で、反核平和を求める世界の流れは加速しており、9月19日現在、核兵器禁止条約には、93カ国・地域が署名し、69カ国・地域が批准している。また、日本国内においても、日本政府に核兵器禁止条約への参加を求める地方議会の決議や意見書を採択した議会は、9月22日現在、全国の自治体の37%にあたる666の議会となっている。

本年8月、被爆地である広島市の平和宣言では、「一刻も早く核兵器禁止条約の締約国となり、核兵器廃絶に向けた議論の共通基盤の形成に尽力するために、まずは本年11月に開催される第2回締約国会議にオブザーバー参加していただきたい」と訴えており、長崎市も同様の宣言をしている。

唯一の被爆国として、日本が果たすべき役割は大きいことから、本年11月に開催される核兵器禁止条約締約国会議に日本政府はオブザーバー参加すべきである。

よって、中野区議会は、政府に対し、核兵器禁止条約締約国会議へのオブザーバー参加を求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

内閣総理大臣

外務大臣

あて

内閣官房長官

中野区議会議長名

## 介護報酬のプラス改定を求める意見書（案）

15歳から64歳までの生産年齢人口が急減し、全産業的に人材確保が厳しい状況となっている。そうした中、介護人材の必要数は増えることが見込まれており、介護職員の処遇や働く環境の改善を含む介護現場の人材確保に向けた取組みが、一層求められている。

介護事業所の就業者約460万人（総務省労働力調査）は、我が国の就業者数の約7%に相当し、国民生活において欠かすことができないが、深刻な人手不足と低い介護報酬のもとで経営難が続いてきた。加えて、感染症対策とともに、昨今の物価高騰の影響も非常に大きくなっている。

国で定める公定価格（介護報酬）により成り立つ介護事業所は、価格転嫁ができず、賃金についても報酬改定を待たなければならないことが、厳しい状況に拍車をかけている。2022年の東京商工リサーチのデータでは、介護事業所の倒産件数は過去最高の143件となっている。

国において、「介護職員等特定処遇改善加算」や「介護職員等ベースアップ等支援加算」などの処遇改善策は講じられてきたが、一般産業平均給与との差を埋めるには至っていない。一般産業が賃金引き上げを行う情勢の中、介護従事者の賃金はほとんど上がっていない。

介護事業所の倒産、介護従事者の賃金が上がらない、人材不足が解消できないという状況が続けば、介護を必要とする利用者に介護サービスを提供することができない状況となる可能性は高まる。そのため、介護事業所が安定して経営を継続し、人材を確保するためにも、2024年度の介護報酬改定において、介護従事者の賃金の引き上げが求められる。

よって、中野区議会は、政府に対し、2024年度の介護報酬改定において、介護報酬のプラス改定を求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

内閣総理大臣

財務大臣

あて

厚生労働大臣

中野区議会議長名

## 東京都の018サポート事業給付金を生活保護の収入認定から除くことを求める意見書（案）

東京都は、子ども一人ひとりの学びや成長を等しく支えるため、0歳から18歳までのすべての子どもに対し、1人あたり月額5千円、年額6万円を支給する018サポート事業を開始した。本事業は、子ども本人を対象とした施策であり、給付金は子どもの本人の収入となる。

しかし、生活保護世帯は当該給付金が全額、世帯の収入として認定される。そのため、生活保護費の減少が生じるため、結果として、世帯収入は変わらない状況となる。大変、厳しい生活環境にあるにも関わらず、当該給付金は従来通りの生活費として使われることになり、生活保護世帯には本事業の給付金は行き届かないことになる。

よって、中野区議会は、政府に対し、018サポート事業給付金を生活保護の収入認定から除くことを求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

内閣総理大臣  
厚生労働大臣 へ

中野区議会議長名

# 資料 3

## 議会運営委員会所管事項継続調査件名表

令和5年第3回定例会

1 議会の運営について

1 議会の会議規則、委員会に関する条例等について



## 議 事 日 程

令和5年(2023年)10月20日午後1時開議

### 日程第1

- 第63号議案 中野区事務手数料条例の一部を改正する条例
- 第64号議案 中野区職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 第65号議案 中野区新庁舎新築工事等請負契約に係る契約金額の変更について
- 第66号議案 鷺宮小学校・西中野小学校統合新校校舎新築工事等請負契約に係る契約金額の変更について
- 第67号議案 鷺宮小学校・西中野小学校統合新校校舎新築に伴う機械設備工事請負契約に係る契約金額の変更について
- 第68号議案 鷺宮小学校・西中野小学校統合新校校舎新築に伴う電気設備工事請負契約に係る契約金額の変更について
- 第69号議案 明和中学校校舎新築工事等請負契約に係る契約金額の変更について
- 第70号議案 明和中学校校舎新築に伴う機械設備工事請負契約に係る契約金額の変更について
- 第71号議案 明和中学校校舎新築に伴う電気設備工事請負契約に係る契約金額の変更について
- 第72号議案 南台小学校校舎新築に伴う機械設備工事請負契約に係る契約金額の変更について
- 第73号議案 南台小学校校舎新築に伴う電気設備工事請負契約に係る契約金額の変更について
- 第74号議案 中野中学校跡施設校舎耐震改修工事等請負契約
- 第75号議案 鷺の杜小学校新校舎用什器類の買入れについて
- 第82号議案 ディスプレイモニター等の買入れについて
- 第83号議案 中野区プールの衛生管理に関する条例等の一部を改正する条例
- 第84号議案 特別区道路線の認定について
- 第86号議案 中野区立学童クラブ条例の一部を改正する条例

第 8 7 号議案 中野区立小学校及び中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例

第 8 8 号議案 児童相談所を設置する特別区における措置費共同経理課の共同設置について

#### 日程第 2

第 7 6 号議案 中野区新庁舎ワークラウンジ及びコミュニケーションラウンジ用備品等の買入れについて

第 7 7 号議案 中野区新庁舎執務スペース用備品等の買入れについて

第 7 8 号議案 中野区新庁舎会議室用備品等の買入れについて

第 7 9 号議案 中野区新庁舎議会スペース用備品等の買入れについて

第 8 0 号議案 中野区新庁舎窓口スペース用備品等の買入れについて

第 8 1 号議案 中野区新庁舎共用スペース用備品等の買入れについて

#### 日程第 3

第 8 9 号議案 令和 5 年度中野区一般会計補正予算

#### 日程第 4

第 1 3 号陳情 行政が運営主体となる新規火葬場建設を求める陳情

#### 日程第 5

令和 5 年特別区人事委員会勧告等について

#### 日程第 6

株式会社まちづくり中野 2 1 の経営状況を説明する書類の提出について

## ○議事の順序（令和5年10月20日）

(1) 開議

(2) 日程第1、第63号議案から第75号議案まで、第82号議案から第84号議案まで、及び第86号議案から第88号議案までの計19件

※一括上程、委員長報告省略、討論、採決（簡易）

(3) 日程第2、第76号議案から第81号議案までの計6件

※一括上程、委員長報告、討論、採決（議案ごと）

○第76号議案の採決（簡易）

○第77号議案の採決（起立）

○第78号議案の採決（簡易）

○第79号議案の採決（簡易）

○第80号議案の採決（簡易）

○第81号議案の採決（簡易）

(4) 日程第3、第89号議案「令和5年度中野区一般会計補正予算」

※上程、委員長報告、討論、採決（起立）

( ) (日程追加、先議)

日程第 、議員提出議案第 号「ブラッドパッチ療法（硬膜外自家血注入療法）に対する  
適正な診療上の評価等を求める意見書」

※上程、提案説明、質疑、委員会付託省略、討論、採決（ ）

( ) (日程追加、先議)

日程第 、議員提出議案第 号「核兵器禁止条約締約国会議へのオブザーバー参加を求め  
る意見書」

※上程、提案説明、質疑、委員会付託省略、討論、採決（ ）

( ) (日程追加、先議)

日程第 、議員提出議案第 号「介護報酬のプラス改定を求める意見書」

※上程、提案説明、質疑、委員会付託省略、討論、採決 ( )

( ) (日程追加、先議)

日程第 、議員提出議案第 号「東京都の018サポート事業給付金を生活保護の収入認定から除くことを求める意見書」

※上程、提案説明、質疑、委員会付託省略、討論、採決 ( )

(5) 日程第4、第13号陳情「行政が運営主体となる新規火葬場建設を求める陳情」

※上程、委員長報告省略、討論、採決 (簡易)

(6) 日程第5、令和5年特別区人事委員会勧告等について

(7) 日程第6、株式会社まちづくり中野21の経営状況を説明する書類の提出について

(8) 陳情の継続審査 (継続審査件名表Ⅰ)

※継続審査について陳情ごとに採決 (起立)

○第12号陳情「続出するトラブルが解決にいたるまで健康保険証廃止の延期を求める陳情」

○第7号陳情「中野区議会傍聴に関する運営ルールの変更と必要な情報開示を求める陳情」

(9) 陳情の継続審査 (継続審査件名表Ⅱ)

※継続審査について採決 (簡易)

(10) 常任委員会の所管事務継続調査 (継続調査件名表)

(11) 議会運営委員会の所管事項継続調査 (継続調査件名表)

(12) 散会・閉会

## 令和 5 年 職員の給与等に関する報告及び勧告の概要

令和 5 年 10 月 11 日(水)  
特別区人事委員会

## 〔本年のポイント〕

## 【給与に関する勧告・報告】

～ 3,000 円以上のベースアップは 25 年振り ～ ※平成 10 年勧告以来

- 公民較差：3,722 円 (0.98%) ※いわゆる「ベア」に相当
- 月例給：初任給、若年層に重点を置きつつ、全ての級及び号給で 1,000 円以上の引上げ  
【初任給】Ⅰ類：8,000 円増 Ⅲ類：6,000 円増
- 特別給（期末手当・勤勉手当）：年間の支給月数を 0.1 月引上げ（現行 4.55 月→4.65 月）  
一般職員は勤勉手当に割り振り、管理職員は期末手当及び勤勉手当に均等に配分
- 職員の平均年間給与は、約 10 万 2 千円の増（公民比較対象職員）

## 職員の給与に関する報告・勧告

## I 職員と民間従業員との給与の比較

## 1 職員給与等実態調査の内容（令和 5 年 4 月）

職員数	民間従業員と比較した職員		
	職員数	平均給与月額	平均年齢
56,381人	31,643人	379,462円	38.9歳

## 2 民間給与実態調査の内容（令和 5 年 4 月）

区分	内容
調査対象規模	企業規模50人以上、かつ、事業所規模50人以上の事業所
事業所数	特別区内の1,112民間事業所を調査（調査完了658事業所）

## 3 公民比較の結果

## ○月例給

民間従業員	職員	差
383,184 円	379,462 円	3,722 円 (0.98%)

(注) 民間従業員、職員ともに本年度の新卒採用者は、含まれていない。

## ○特別給

民間支給割合	職員支給月数	差
4.64 月分	4.55 月	0.09 月

## 4 本年の公民較差算出

本年の勧告に関しては、差額支給者を公民比較対象職員から除外して公民較差を算出する、一時的、特例的な措置を執り公民比較を行った結果、職員の給与が民間従業員の給与を下回っていた較差 3,722 円 (0.98%) を解消するため、月例給を引き上げることとし、給料表を改定することが適当であると判断した。差額支給者を除外しない場合の公民較差は 2,526 円である。

## 5 差額支給

給料表の切替の際に特段の措置によって生じた差額支給については、着実な解消を図るべきものである。しかし、差額支給者の人数は昨年 4 月 1 日時点の 1,147 人に対し、本年 4 月 1 日時点で 864 人、減少数は 283 人、任用面により差額支給が解消されたのは昇任者の 24 人で約 8% に過ぎず、解消に向けての十分な措置が講じられたとは言えない状況である。任命権者においては、引き続き、差額支給の着実な解消に向けて、より一層の積極的な取組を講じられたい。

## II 改定の内容

### 1 給料表

#### (1) 行政職給料表（一）

- ・初任給について、民間企業や国における初任給の動向等を踏まえて引上げ
- ・若年層の職員に重点を置きつつ、全ての級及び号給について給料月額引上げ

	現行給料月額	改定後給料月額	改定額
I 類	188,200 円	196,200 円	8,000 円
III 類	152,100 円	158,100 円	6,000 円

#### (2) その他の給料表等

- ・その他の給料表は、行政職給料表（一）との均衡を考慮した改定
- ・定年前再任用短時間勤務職員の基準給料月額は、各級の改定額を踏まえ、所要の引上げ

### 2 特別給（期末手当・勤勉手当）

- ・民間における特別給の支給状況を勘案し、年間の支給月数を0.1月引上げ（現行 4.55 月→4.65 月）
- ・支給月数の引上げ分については、民間の状況等を考慮し、一般職員は勤勉手当に割り振り、管理職員は期末手当及び勤勉手当に均等に配分

### 3 実施時期

- ・月例給：令和5年4月1日 特別給：条例の公布の日

#### (参考1) 公民較差解消による配分

給料	諸手当	はね返り	計
3,102 円	0 円	620 円	3,722 円

#### (参考2) 公民較差に基づく給与改定による平均年間給与の増加額（公民比較対象職員）

改定前	改定後	差
約 6,341 千円	約 6,443 千円	約 102 千円

## 人事・給与制度に関する意見

### 1 未来を切り拓く人材の確保と育成（10 頁）

- ・変化が激しく、複雑化・高度化する社会情勢を見据えた的確な対応が求められる
- ・職員の知識と経験等を最大限に活かすとともに、**未来を切り拓く人材の確保と採用後の育成**が不可欠

### 2 時代に応じた採用制度の見直し（11 頁）

#### ■将来を見据えた人材確保・育成策の検討

- ・持続的に**魅力ある職場づくり**を進めることで、**有為な人材の確保**につなげることができる
- ・民間の動向も踏まえた採用制度の改善のみならず、**選考に関する基準や任命権者への委任の在り方等**についても研究
- ・主体的・積極的に取り組める**キャリア形成**に必要な研修とともに、**特別区**の特性を活かした**研修**を実施し、互いに高め合うことが重要

#### ■障害者の雇用促進

- ・法定雇用率（2.6%）を達成した区は13区。法改正により、令和8年7月には3.0%となることから**更に障害者雇用を強力に推し進めることが必要**
- ・**常勤職員雇用のみならず多様な雇用形態促進**、能力を發揮できる職場環境整備が必要

## ■自治体DXの推進に向けた人材の確保と育成

- ・複雑化・高度化する社会のニーズに応えるためには、**専門知識をもつ人材の確保は必須**であり、事務「ICT」職員、一般任期付職員、会計年度任用職員等の**多様な雇用形態の活用が重要**

- ・**全職員のデジタルリテラシー向上**のためのスキルアップ研修等の実施

## ■専門人材の活用

- ・行政が担うべき分野の拡大に伴い、専門的な知識や有為な人材確保が必要
- ・一般任期付職員の活用とともに、**特定任期付職員の制度導入の検討が必要**

## 3 人材の育成（17頁）

### ■人事評価制度の適切な運用

- ・管理職への本人開示制度の整備及び評価者研修の確実な実施が必要
- ・全ての昇任選考等における複数年度の人事評価の活用により、選考の精度を高めることが必要

### ■管理職の確保と育成

- ・安定した区政運営を進めるため、管理職を担う人材を計画的に確保・育成
- ・種別Ⅰ類は、中長期的に区政運営を担う人材、種別Ⅱ類は、即戦力として期待

### ■女性活躍の推進

- ・女性職員の活躍に向けた**適切な目標管理**、能力のある職員の**登用を積極的に進める**
- ・昇任への不安解消に向けたサポートや**職場風土の醸成**に資する取組の推進

## 4 行政系人事・給与制度改革における現状と課題（20頁）【概要裏面参照】

## 勤務環境の整備等に関する意見

### 1 誰もが活躍できる勤務環境づくり（27頁）

- ・**ライフスタイルや働き方に対する価値観の多様化**に伴い、個性や事情が配慮される職場の環境づくりを推進
- ・**多様な働き方の選択**で、個人の生活の豊かさ、仕事の質と組織全体の効率性・生産性を高める

### ■職員のやりがいや意欲を高める環境づくり

（勤務環境の制度・整備等）

- ・**テレワーク及び時差勤務制度の利用拡大、希望するときに利用できる環境整備**促進
- ・フレックスタイム制及び勤務間インターバル制度導入の検討が必要

（仕事と生活の両立支援）

- ・**誰もが性別にかかわらず仕事と生活を両立するための支援制度**が必要
- ・性別による**役割意識**や**無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)**を変え、誰もが働きやすい環境を整備するために、まずは、**男性職員の育児への更なる参加を促進**していくことが必要

- ・男性職員の育児休業取得率は61.1%、**各区における取得率には差**がある

（性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性を尊重した勤務環境の整備）

- ・正しい知識を持ち、理解を更に深めていくことが必要

### ■魅力ある職場の基礎となる勤務環境づくり

（客観的な方法による労働時間の状況の把握）

- ・職員の労働時間の客観的な把握は法的義務
- ・職員の出勤・退勤時刻をタイムカード等により記録していない区（常勤職員2区、会計年度任用職員7区）は、直ちに対策を講ずることが必要

### (長時間労働の是正)

- ・長時間労働の是正は重要。ICTを活用した業務効率化、人員の配置等の方策を駆使し、超過勤務縮減
- ・教職員の長時間労働是正は喫緊の課題。各教育委員会は、実効性の伴う対策が必要

### (年次有給休暇の取得促進)

- ・国の目標値である**取得率70%以上を目安に**目標値設定と取得促進対策が必要
- ・平均取得日数は全区で14日を上回っているが、職層別に差があり**管理職の率先取得を推進**

### (メンタルヘルス対策の推進)

- ・病気休職者数のうち**心の健康問題による割合は、80%を超え高水準で推移**
- ・**管理職の役割が重要**。対応能力を向上させる研修の実施が必要
- ・職員の**セルフケアが未然防止に有効**、そのための研修が必要

### (ゼロ・ハラスメント対策)

- ・**根絶の第一歩は正しい知識と理解**。全職員の定期的な研修受講が必要
- ・区の外部にも相談窓口を設置するなど、相談体制を拡充

## 2 区民からの信頼の確保 (33 頁)

- ・コンプライアンス意識の醸成・向上、公平かつ厳正な懲戒手続の実践

### 【行政系人事・給与制度改革における現状と課題】 (20 頁)

#### ～ 制度改革から5年 ～

#### ■職員構成の変化

- ・主任職の割合は減少、主査の割合は増加
- ・主任職及び係長職の30歳台職員の登用が進む
- ・係長職の拡大とともに、課長補佐・管理職の確保へつなげる

#### ■若年層職員の昇任意欲の醸成

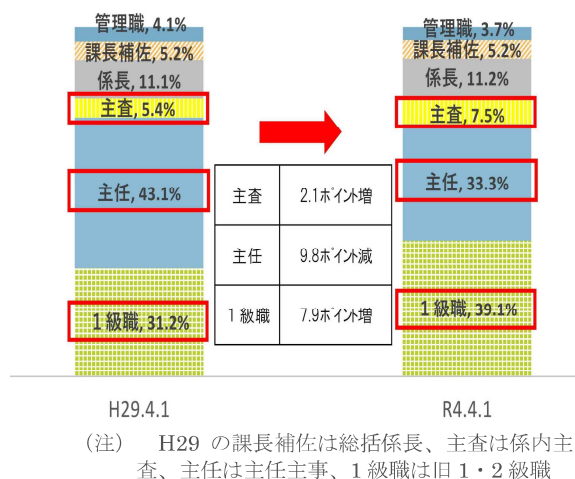
- ・主任職昇任選考(種別A)受験率の減少(平成29年度69.4%⇒令和4年度52.2%)
- ・主任職が係の中心的な役割を担い、**キャリア形成のための最初の一步にあたることを意識**させながら、**昇任意欲の醸成**を行うことが必要
- ・若年層職員の増加を踏まえ、昇任へのモチベーション維持・向上のための試験制度の工夫や主任職の定数管理に留意

#### ■知識・経験が豊富な職員の活躍促進

- ・50歳台職員については、係長職が増える一方、主任職に多く留まる
- ・知識や経験が豊富な職員の活躍を促すため、能力を發揮できる環境整備が必要
- ・特に主任職は、主要な職員の年齢構成が30歳台から50歳台と幅が広く、**能力を發揮できる役割の設定等、実態に応じた職の在り方について検討が必要**
- ・給与面においては、行(一)2級において**高位号給職員の人数が増加していることに留意**(特に最高号給適用者)。職員の平均給与が高くなり、公民比較において影響を及ぼす

#### ■差額支給解消に向けた具体的取組の実施

- ・差額支給者は令和5年時点864人まで減少。解消に向け積極的かつ具体的な取組が必要



適正な職員構成や職の在り方の検討が必要



# 資料 5

令和5年第3回定例会

## 陳情継続審査件名表（Ⅰ）

### 《区民委員会付託》

第12号陳情 続出するトラブルが解決にいたるまで健康保険証廃止の延期を求める陳情

### 《議会運営委員会付託》

第7号陳情 中野区議会傍聴に関する運営ルールの変更と必要な情報開示を求める陳情

## 陳情継続審査件名表（Ⅱ）

### 《子ども文教委員会付託》

第10号陳情 中野区職員の管理上望ましくない不公平・不公正な対応の是正を求める陳情書

## 常任委員会所管事務継続調査件名表

令和 5 年第 3 回定例会

### 総務委員会

- 1 政策、計画及び財政について
- 1 平和、人権及び男女共同参画について
- 1 広聴及び広報について
- 1 評価及び改善について
- 1 情報政策及び情報システムについて
- 1 人事及び組織について
- 1 危機管理、防災及び都市安全について

### 区民委員会

- 1 区民相談及び消費生活について
- 1 戸籍及び住民基本台帳等について
- 1 区税について
- 1 国民健康保険及び後期高齢者医療等について
- 1 産業振興について
- 1 シティプロモーション及び観光について
- 1 文化、生涯学習及び国際化について
- 1 環境、地球温暖化対策及び緑化推進について
- 1 清掃事業及びリサイクルについて

### 厚生委員会

- 1 地域活動の推進について
- 1 地域子育て支援及び地域保健福祉について
- 1 介護保険及び高齢者支援について
- 1 社会福祉について
- 1 スポーツについて
- 1 福祉事務所及び保健所について
- 1 保健衛生について

### 建設委員会

- 1 安全で快適に住めるまちづくりについて
- 1 道路の整備について
- 1 公園の整備について
- 1 交通環境の整備について

### 子ども文教委員会

- 1 学校教育の充実について
- 1 学校と地域の連携について
- 1 知的資産について
- 1 子どもの育成及び若者支援について

## 令和 5 年 第 4 回定例会日程表（案）

&lt;会期 16 日間 11 月 27 日～12 月 12 日&gt;

月	日	曜	午 前	午 後
11月	13日	月		1 議会運営委員会
	14日	火		
	15日	水		
	16日	木		5 請願・陳情締切
	17日	金		
	18日	土		
	19日	日		
	20日	月		1 議会運営委員会 5 一般質問通告締切
	21日	火		
	22日	水		
	23日	木	勤 労 感 謝 の 日	
	24日	金		
	25日	土		
	26日	日		
	27日	月	11 議会運営委員会	1 本会議（一般質問） 5 請願・陳情締切
	28日	火	11 議会運営委員会	1 本会議（一般質問）
	29日	水	11 議会運営委員会	1 本会議（一般質問、議案上程）
	30日	木		
12月	1日	金		1 常任委員会
	2日	土		
	3日	日		
	4日	月		1 常任委員会
	5日	火		1 常任委員会
	6日	水		1 特別委員会（駅周・沿線特）
	7日	木		1 特別委員会（危機管理特）
	8日	金		1 特別委員会（少子化特）
	9日	土		
	10日	日		
	11日	月	（ 事 務 整 理 日 ）	
	12日	火	10 議会運営委員会	1 本会議（議案等議決）

令和6年 第1回定例会日程表（第1案）

資料8

〈会期 43日間 2月8日～3月21日〉

月	日	曜	午 前	午 後
1月	25日	木		1 議会運営委員会
	26日	金		
	27日	土		
	28日	日		
	29日	月		
	30日	火		5 請願・陳情締切 ※1
	31日	水		
2月	1日	木		1 議会運営委員会
	2日	金		5 一般質問通告締切
	3日	土		
	4日	日		
	5日	月		
	6日	火		
	7日	水		
	8日	木	11 議会運営委員会	1 本会議(所信表明)
	9日	金		
	10日	土		
	11日	日	(建 国 記 念 の 日)	
	12日	月		
	13日	火	11 議会運営委員会	1 本会議(一般質問)
	14日	水	11 議会運営委員会	1 本会議(一般質問)
	15日	木	11 議会運営委員会	1 本会議(一般質問・予算上程) 予算特別委員会・予算特別委員会理事会
	16日	金		
	17日	土		
	18日	日		
	19日	月	11 予算特別委員会理事会	1 予算特別委員会(総括説明)
	20日	火	( 予 算 検 討 日 )	
	21日	水	10 予算特別委員会(総括質疑)	(終了後)予算特別委員会理事会
	22日	木	10 予算特別委員会(総括質疑)	(終了後)予算特別委員会理事会
	23日	金	( 天 皇 誕 生 日 )	
	24日	土		
	25日	日		
	26日	月	10 予算特別委員会(総括質疑)	(終了後)予算特別委員会理事会
	27日	火	10 予算特別委員会(総括質疑)	
	28日	水		1 予算分科会
	29日	木		1 予算分科会
3月	1日	金		1 予算分科会
	2日	土		
	3日	日		
	4日	月	( 事 務 整 理 日 )	
	5日	火	11 予算特別委員会理事会	1 予算特別委員会(主査報告・採決)
	6日	水	10 議会運営委員会	1 本会議(予算議決・議案上程)
	7日	木		
	8日	金		1 常任委員会
	9日	土		
	10日	日		
	11日	月		1 常任委員会
	12日	火		1 常任委員会
	13日	水		1 特別委員会(駅周・沿線特)
	14日	木		1 特別委員会(危機管理特)
	15日	金		1 特別委員会(少子化特)
	16日	土		
	17日	日		
	18日	月	( 事 務 整 理 日 )	
	19日	火	( 中 学 校 卒 業 式 )	
	20日	水	( 春 分 の 日 )	
	21日	木	10 議会運営委員会	1 本会議(議案等議決)

令和6年 第1回定例会日程表（第2案）

資料9

〈会期 42日間 2月9日～3月21日〉

月	日	曜	午前	午後
1月	26日	金		1 議会運営委員会
	27日	土		
	28日	日		
	29日	月		
	30日	火		
	31日	水		5 請願・陳情締切 ※1
2月	1日	木		
	2日	金		1 議会運営委員会
	3日	土		
	4日	日		
	5日	月		5 一般質問通告締切
	6日	火		
	7日	水		
	8日	木		
	9日	金	11 議会運営委員会	1 本会議(所信表明)
	10日	土		
	11日	日	(建 国 記 念 の 日)	
	12日	月		
	13日	火		
	14日	水	11 議会運営委員会	1 本会議(一般質問)
	15日	木	11 議会運営委員会	1 本会議(一般質問)
	16日	金	11 議会運営委員会	1 本会議(一般質問・予算上程) 予算特別委員会・予算特別委員会理事会
	17日	土		
	18日	日		
	19日	月		
	20日	火	11 予算特別委員会理事会	1 予算特別委員会(総括説明)
	21日	水	( 予 算 検 討 日 )	
	22日	木	10 予算特別委員会(総括質疑)	(終了後)予算特別委員会理事会
	23日	金	( 天 皇 誕 生 日 )	
	24日	土		
	25日	日		
	26日	月	10 予算特別委員会(総括質疑)	(終了後)予算特別委員会理事会
	27日	火	10 予算特別委員会(総括質疑)	(終了後)予算特別委員会理事会
	28日	水	10 予算特別委員会(総括質疑)	
	29日	木		1 予算分科会
3月	1日	金		1 予算分科会
	2日	土		
	3日	日		
	4日	月		1 予算分科会
	5日	火	( 事 務 整 理 日 )	
	6日	水	11 予算特別委員会理事会	1 予算特別委員会(主査報告・採決)
	7日	木	10 議会運営委員会	1 本会議(予算議決・議案上程)
	8日	金		
	9日	土		
	10日	日		
	11日	月		1 常任委員会
	12日	火		1 常任委員会
	13日	水		1 常任委員会
	14日	木		1 特別委員会(駅周・沿線特)
	15日	金		1 特別委員会(危機管理特)
	16日	土		
	17日	日		
	18日	月		1 特別委員会(少子化特)
	19日	火	( 中 学 校 卒 業 式 ・ 事 務 整 理 日 )	
	20日	水	( 春 分 の 日 )	
	21日	木	10 議会運営委員会	1 本会議(議案等議決)

ブラッドパッチ療法（硬膜外自家血注入療法）に対する適正な診療上の評価等を求める意見書（案）

交通事故、スポーツ、落下事故、暴力など全身への外傷等を原因として発症する脳脊髄液漏出症（脳脊髄液減少症）によって、日常生活を大きく阻害する様々な症状に苦しんでいる患者の声が、全国各地から国へ数多く寄せられていた。その後、平成18年に山形大学を中心に関連8学会が参加し、厚生労働省研究班による病態の解明が進んだ結果、平成28年より同症の治療法であるブラッドパッチ療法（硬膜外自家血注入療法）が保険適用となった。

その結果、それまで高額な自費診療での治療を必要としていた患者が、保険診療のもとにブラッドパッチ療法（硬膜外自家血注入療法）を受けることができるようになったが、脳脊髄液漏出症（脳脊髄液減少症）の患者の中には、保険適用J007-2の要件に掲げられている「起立性頭痛を有する患者に係る者」という条件を伴わない患者がいるため、医療の現場では混乱が生じている。

また、その後の研究で、脳脊髄液の漏出部位は一か所とは限らず、頸椎や胸椎部でも頻繁に起こることが報告された。ここで、この頸椎や胸椎部にブラッドパッチ療法（硬膜外自家血注入療法）を安全に行うためには、X線透視下で漏出部位を確認しながらの治療が必要であるが、診療上の評価がされていない現状がある。

よって、中野区議会は、政府に対し、上記の新たな現状を踏まえ、脳脊髄液漏出症（脳脊髄液減少症）の患者への、公平で安全なブラッドパッチ療法（硬膜外自家血注入療法）の適用に向け、下記のとおり適切な措置を講ずるよう強く要望する。

記

- 1 脳脊髄液漏出症（脳脊髄液減少症）の症状において、約10%は起立性頭痛を認めないと公的な研究でも報告があることを受け、算定の要件の注釈として「本疾患では起立性頭痛を認めない場合がある」と加えること。
- 2 ブラッドパッチ療法（硬膜外自家血注入療法）の診療報酬において、X線透視を要件として、漏出部位を確認しながら治療を行うことを可能にするよう、診療上の評価を改定すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

文部科学大臣  
厚生労働大臣 あて  
国土交通大臣

中野区議会議長名